

改正欧州特許条約（その2）(完)

ヨアヒム・ホック*
ダニエレ・スキューマ**
大塚康徳（監修）***

抄録 欧州特許条約（EPC）は施行の約30年後、2000年11月にミュンヘンで開かれた改正会議で広範囲に亘って改正された。その結果としてのEPC2000は遅くとも2007年12月13日迄に発効し、過去に有効であることが証明された制度の基本的特徴を維持しつつ、欧州の特許制度を近代化するための広範囲の法改正を含むようになった。EPC2000の新法規定は、その発効後に出願される全ての欧州特許出願に適用されるが、その時点で既に係属中に出願および既に付与された特許に関しては、経過規定で特定される範囲で適用される。前月号においては、実体法の問題について詳細に解説したが、今月号においては、手続法の解説及び問題点に重点をおいて解説していきたい。

目次

1. はじめに
 2. EPC改正の要旨
 3. 実体法の問題
 3. 1 EPC第52条(1)「特許可能な発明」
 3. 2 EPC第52条(2)「ソフトウェア関連発明」
 3. 3 EPC第52条(4), 第53条「特許性の例外」
 3. 4 EPC第54条(3), (4)「後願排除権」
 3. 5 新EPC第54条(4), (5)「第1および第2医療用途」
 3. 6 「保護の範囲」: EPC第69条とその解釈に関するプロトコル
 3. 7 EPC第80条「出願日」
 3. 8 EPC第87条「優先権」
(以上, 6月号掲載)
 4. 手続法の問題
 4. 1 EPC第14条「欧州特許庁の言語」
 4. 2 EPC第22条および新EPC第112条a「拡大審判部による再審理の請求」
 4. 3 新EPC第105条a乃至c「限定手続」
 4. 4 EPC第101条「異議申立の審査」
 4. 5 EPC第121条「手続の続行」
 4. 6 EPC第122条「権利回復」
 4. 7 EPC第90条「明細書などの補完手続」
 4. 8 新規則53(3)条「優先権翻訳は不要」
 5. EPC2000に関連する組織的な問題およびその他の問題
 5. 1 組織的な問題
 5. 2 その他の問題
 6. 経過規定
 7. 結論と展望
(以上, 本号掲載)
- ### 4. 手続法の問題
- #### 4. 1 EPC第14条「欧州特許庁の言語」
- 出願日認定の最小限の要件に関する特許法条約2000（PLT）の規定を考慮して、EPC第14条の改正が必要であると判明した。EPC第14条(1)はEPOの公用語を記載するだけである。現行の第2文は第2項に移行された。
- 新EPC第14条(2)は、出願は公用語の1つで

* 弁理士(ドイツおよび欧州) Dr. Joachim HOCK

** 弁理士(ドイツおよび欧州) Dr. Daniele SCHIUMA

*** 大塚国際特許事務所 弁理士
Yasunori OHTSUKA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

行わなければならない、または出願が最初に別の言語で行われた場合は公用語の1つに翻訳することを求めている。よって、新EPC第80条および新EPC規則40に関連して新EPC第14条(2)はPLT第5条の規定と同様に、出願はどの言語で行ってもよいことを認めている。PLT第5条は、出願日を得るために出願人が選択する言語での発明の明細書を受け入れなければならないと記載する。出願をEPOの公用語以外の言語で行うと、出願人は出願の公開のために公用語の翻訳文を提出しなければならない。

そのような翻訳文の提出期間は出願日より2ヶ月である。(EPC規則6(1))

現在EPC第90条(3)で定める翻訳文期間の不遵守の法的効果は、新しくEPC第14条に取り入れられた。すなわち、出願は取り下げられたもの

のとみなされる。

EPC第14条(3)は、実質的には変更されないが、読み易くするために短縮された。

現行のEPC第14条(4)は書き直され、現行のEPC第14条(5)と合体された。新しく導入された出願をあらゆる言語で行うことができる可能性を考慮すると、公用語としての英語、ドイツ語、フランス語以外の言語での締約国からの出願に対する以前の特別規定はもはや出願そのものに適用することはできないが、その後提出される書類に適用することができる。手続言語の翻訳文を提出しなければならない規定は現行のEPC規則1(1)と同調させるために削除された。

現行の表現	EPC2000の表現
<p>第14条</p> <p>(1) 欧州特許庁の公用語は、英語、フランス語およびドイツ語とする。欧州特許出願はこれらの言語の1で行わなければならない。</p> <p>(2) ただし、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語を公用語とする締約国に住所または営業の本拠地を有する自然人または法人、並びに外国に居住する当該締約国の国民は、当該締約国の公用語で欧州特許出願をすることができる。ただし、欧州特許庁の公用語のいずれか1つの翻訳文を施行規則に定める期間内に提出しなければならない。欧州特許庁における手続を通して、当該翻訳文は出願の原文と一致させることができる。</p> <p>(3) 施行規則に別段の定めがない限り、欧州特許出願がされた欧州特許庁の公用語または(2)の場合にあっては、翻訳文の公用語が出願またはそれに基づく特許に関して欧州特許庁に係属する全ての手続において手続語とし</p>	<p>第14条</p> <p>(1) 欧州特許庁の公用語は、英語、フランス語およびドイツ語とする。以下省略</p> <p>(2) 欧州特許出願は公用語の1つで行われる。または他の言語で行われた場合は施行規則に従って公用語の1つに翻訳するものとする。欧州特許庁における手続を通して、当該翻訳文は出願の原文と一致させることができる。必要とされる翻訳文を期間内に提出しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。</p> <p>(3) 施行規則に別段の定めがない限り、欧州特許出願がされた欧州特許庁の公用語または[省略] 翻訳された公用語の場合にあっては、翻訳文の公用語が出願またはそれに基づく特許に関して欧州特許庁 [省略] における全ての</p>

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て用いられる。

(4) (2) に規定される者は、一定の期間内に提出しなければならない書類を、当該締約国の公用語で提出することもできる。その者は、施行規則に定める期間内に手続語による翻訳文を提出しなければならない。施行規則に規定する場合、その者は欧州特許庁の他の公用語による翻訳文を提出することができる。

(5) 欧州特許出願を構成する書類以外の書類がこの条約により定められる言語で提出されない場合またはこの条約によって必要とされる翻訳文が期間内に提出されない場合は、当該書類は受領されなかったものとみなされる。

(6) 欧州特許出願は手続した言語で公開される。

(7) 欧州特許の明細書は手続言語で公告され、明細書は、欧州特許庁の他の2つの公用語によるクレームの翻訳文を含むものとする。

手続において手続語として用いられる。

(4) 英語、フランス語またはドイツ語以外の言語を公用語とする締約国に住所または営業の本拠地を有する自然人または法人、並びに外国に居住する当該締約国の国民は、一定の期間内に提出しなければならない書類を、当該締約国の公用語で提出することもできる。その者は欧州特許庁の公用語の1つによる翻訳文を施行規則に基づいて提出するものとする。欧州特許出願を構成する書類以外の書類がこの条約により定められる言語で提出されない場合またはこの条約によって必要とされる翻訳文が期間内に提出されない場合は、当該書類は提出されなかったものとみなされる。

(5) 削除された(4項に取り入れられた)。

(6) 変更無しで(5)に繰り上げられた。

(6) 欧州特許の明細書は手続言語で公告され、明細書は、欧州特許庁の他の2つの公用語によるクレームの翻訳文を含むものとする。

従って、出願日を得るために12ヶ月の優先権期間内に英語、フランス語またはドイツ語以外の言語(例えば、日本語)でパリ条約優先権を主張する欧州特許出願を行い、その後EPC規則6(1)に基づく2ヶ月の間にEPOに公用語の1つで翻訳文を提出することが可能になった。

4. 2 EPC第22条および新EPC第112条a「拡大審判部による再審理の請求」

審判部の審決を限られた範囲内で再審理する

ことを可能にするために、拡大審判部は新EPC第112条aに定められる条件の下、再審理の請求に関して判断を下す権限を与えられた。

新EPC第22条(1)(c)は従って拡大審判部の裁判権を拡大する。この関連で、新EPC第22条(2)はそのような再審理の請求に対する拡大審判部の構成に関する。

現行の表現	EPC2000の表現
EPC第22条 (1) 拡大審判部は次の事項について責任を有	EPC第22条 (1) 拡大審判部は次の事項について責任を有

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

<p>する。</p> <p>(a) 審判部によって付託された法律の問題点を解決すること</p> <p>(b) 第112条に定める条件の下に欧州特許庁長官により付託された法律の問題点に関して意見を述べること</p> <p>(2) 審決をなし、または意見を述べるについて、拡大審判部は5名の法律専門官および2名の技術専門官で構成される。法律専門官の1名を審判長とする。</p>	<p>する。</p> <p>(a) 変更無し</p> <p>(b) 変更無し</p> <p>(c) 第112a条に基づく審判部の審決の再審理の請求に関して審決すること</p> <p>(2) 1 (a)および(b)に基づく手続において、拡大審判部は5名の法律専門官および2名の技術専門官で構成される。1 (c)に基づく手続においては、拡大審判部は施行規則に定められる3名または5名専門官で構成される。全ての手続において、法律専門官の1名を審判長とする。</p>
--	---

EPC第112条a(1)に規定されているように、次のような場合、審判部の審決に対して再審理請求が可能であるべきである。

- 法律により除外された、または審判部の構成員として任命されなかった審判部の構成員が審決に加わった場合
- 基本的な手続不備が審判請求手続中に起こった場合
- 犯罪行為が審決に影響を与えた可能性がある場合

これらの再審理の余すところのない理由は施

行規則（新EPC規則104乃至110）でより詳細に定義されている。

新EPC第112条a(1)(a)の表現は、基本的な（しかし、軽微ではない）手続不備のみが再審理請求の基礎となりえると暗示する。如何なる状況でも、再審理請求が実体法の出願を再検討するための法的手段になりうることはない。再審理請求の機能は個々の審判請求手続中に起こった容認し得ない不備を救済することであって、EPOにおける手続の上でのプラクティスを更に発展させたり、法律の様な適用を保証することではないので、この制限は正しいと思われる。

<p>現行の表現</p> <p>現在、この規定に相当するものはEPCに存在しない。</p>	<p>EPC2000の表現</p> <p>EPC第112条a</p> <p>拡大審判部による再審理の請求</p> <p>(1) 審判部の審決により悪影響を及ぼされた手続に対して審判請求する当事者は、拡大審判部による再審理の請求を提出することができる。</p> <p>(2) 請求は次の理由でのみ提出することができる。</p>
---	--

- (a) 審判部の構成員が第24条(1)の違反をして、または24条(4)に基づいて審決から除外されたにも拘らず審決に加わった場合
 - (b) 審判部が任命されなかった構成員を含んだ場合
 - (c) 第113条の基本的な違反が起こった場合
 - (d) 施行規則に定められるその他の基本的手続不備が審判請求手続き中に起こった場合
 - (e) 施行規則において定められる条件の下に確定した犯罪行為が審決に影響を及ぼしたかもしれない場合
- (3) 再審理請求は法律上の効果を持たないものとする
- (4) 再審理請求は、施行規則に従って陳述書の形で提出するものとする。2(a)乃至(d)の理由に基づく場合、請求を審判部の審決の通知から2ヶ月の間に提出するものとする。2(e)の理由に基づく場合、請求は犯罪行為が確定した日から2ヶ月以内で、かつ審判部の審決の通知から5年以上経過しない間に提出され、定められた料金が納付されるまでは、その請求は提出されたとみなされない。
- (4) 拡大審判部は施行規則に基づいて再審理請求を審理するものとする。請求が正当であれば、拡大審判部は審決を取消し、施行規則に基づいて審判部において手続を再開させるものとする。
- (5) 指定された締約国において審判部の審決から請求に関する拡大審判部の審決の告示の公表までの間に公開された欧州特許出願または欧州特許の対象を誠意を持って使用したまたは効果的で重大な準備をした如何なる者も、支払い無しに業務上または業務の必要性のために当該使用を続行することができる。

新EPC第112条a(2)は、再審理請求は特別な法的救済措置であり、その提出は当該審決の既判事項の効力に影響を及ぼさないことを明確

にする。要するに、成功した再審理請求は審判部の審決を取消す拡大審判部の審決をもたらす。すなわち、その既判事項の効果を覆して審

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

判請求手続を再開させる。これは、EPC第112条a(4)で更に明確にされる。

新EPC規則104乃至110はEPC第112条aを施行する。この関連において、EPC規則104はさらなる基本的手続不備を記載する。

「第112条a 2 (d)に基づく基本的手続不備は次のような場合に起こった可能性がある。

- (a) 第116条に違反して、請求人により要請された口頭審理の手配をしなかった
- (b) 審決に関連する請求に関して審決することなしに審判を下した。」

EPC規則104(a)にいう口頭審理の権利は「聞いてもらう権利」の重要な局面である。よって、口頭審理の請求を無視することは基本的手続不備を構成することになる。基本的手続不備の重大性を判断するのは拡大審判部の責任である。EPC第116条に違反して口頭審理の機会を与えなかったことのみが審判請求手続を再開する理由となる。

EPC規則104(b)にいう基本的手続不備の重大性も、拡大審判部により判断され、拡大審判部はこのために「基本的な」および「関連の」

という言葉解釈しなければならない。前提は、書面で提出された請求または当事者が口頭審理の議事録中に記録した請求のみがこの規定の範囲に含まれる。更に、EPC規則104 (b) の表現は、基本的手続不備が審判請求に関して起こったに違いないことをほのめかす。よって、費用の割り当ておよび審判請求料の弁済に関する請求または傍系争点に関するその他の請求は新しい規定には触れていない。傍系争点に関してのみに審判請求手続を部分再開することは望ましくない。

EPC規則106に基づき、審判請求手続中に手続不備があり、審判部に申立を棄却された場合のみ、EPC第112a条の再審理の申請が可能である。但し、審判請求手続中に申立ができなかった場合に限る。

再審理請求が認められる場合、拡大審判部は申立てられた手続不備が審判請求手続中に起こったか否か、また確定した犯罪行為が審決に影響を及ぼしたか否かについて審査する。

再審理請求が認められる場合、拡大審判部は審判部の審決を取消し、審決を言い渡した審判部において審判請求手続が再開される。適切であると思われる場合は、拡大審判部は異なる構成員で審判部を構成するように命じるかもしれない。

この新しい状況は次の様な略図に表される。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

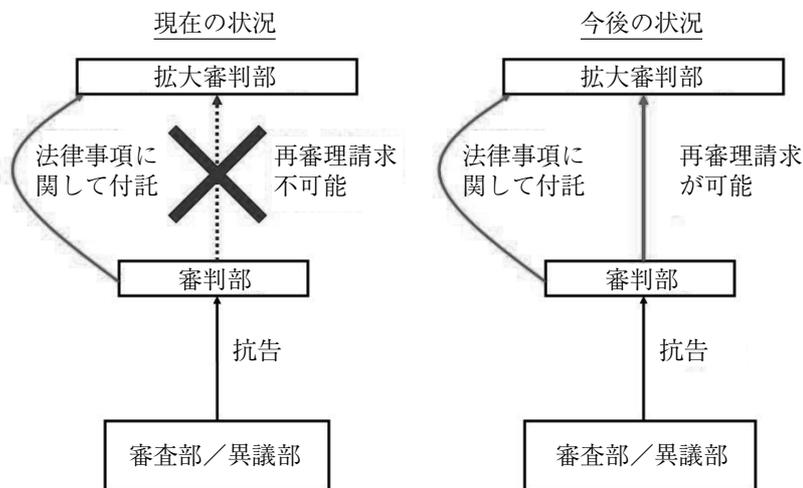


図1 現在と今後の状況

4.3 新EPC第105条a乃至c「限定手続」

新EPC第105条a乃至cで定められる限定手続に基づいて、欧州特許は特許権者の請求により限定したりまたは取消することができる。限定または取消はいつでも請求することができる。し

かしながら、異議申立手続（EPC第105条a(2)を参照）が常に優先されねばならない。このために、EPC規則93(2)は限定が請求される欧州特許に対して異議が申立てられる時に既に係属中の限定手続は欧州特許庁の裁量により打ち切られると規定している。

現行の表現	EPC2000の表現
現在、この規定に相当するものはEPCに存在しない。	<p>第105条a</p> <p>(1) 特許権者の請求により、欧州特許を撤回したりまたはクレームの補正により限定することができる。請求は施行規則に従って欧州特許庁に提出される。限定料または撤回料が納付されるまでは請求が行われたとはみなされない。</p> <p>(2) 当該欧州特許についての異議手続の係属中には上記請求を行うことはできない。</p>

EPC第105a条(1)によると、料金を納付することを条件に、特許権者の請求で欧州特許を撤回したり、または（クレームの補正により）限

定したりすることができる。

限定の効力は、新EPC第68条に基づいて、特許発行時まで遡及する。

現行の表現	EPC2000の表現
欧州特許の取消の効力 第68条	欧州特許の取消または限定の効力 第68条

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

<p>欧州特許出願およびそれに基づく特許は、当該特許が異議申立手続きにおいて取消された範囲については、第64条および第67条に規定する効力が初めから有しなかったものとみなされる。</p>	<p>欧州特許出願およびそれに基づく欧州特許は、当該特許が異議申立、限定または撤回手続きにおいて取り消されたまたは限定された範囲については、第64条および第67条に規定する効力は初めから有しなかったものとみなされる。</p>
---	--

新EPC第105条b(1)によると、限定手続は、EPOに請求された限定または撤回が施行規則

に規定される要件を満たすか否かについて審査することを求める。

現行の表現	EPC2000の表現
<p>現在、この規定に相当するものはEPCに存在しない。</p>	<p>EPC第105条b 欧州特許の限定または取消</p> <p>(1) 欧州特許庁は欧州特許を限定または撤回するための施行規則に定められる要件が満たされているか否かに関して審査するものとする。</p> <p>(2) 欧州特許庁が欧州特許の限定または取消請求の要件が満たされていると認める場合は、欧州特許庁は施行規則に従って当該欧州特許の限定または取消について審決を下すものとする。さもなければ、その請求は拒絶される。</p> <p>(3) 欧州特許を限定または撤回する審決は、付与された全ての締約国における当該欧州特許に適用するものとする。この審決はその告示が欧州特許公報で公表される日に効力を発揮する。</p>

新EPC規則90乃至96は、EPC第105条a乃至cを施行する。特に、新EPC規則90乃至96では、許容性（書面による請求、複数の特許権者による合同請求、請求書と共に提出される書類）の基準が記載されている。

この関連において、EPC規則95(2)は欧州特許の限定の実質要件を満足しているかどうか審査する。請求されるクレームの補正が実際に限定¹⁷⁾を構成するか否か、またEPC第84条（「明瞭性」）および第123条(2)、(3)（「容認すること

のできない拡張」）の要件が満たされているか否かそして適切な場合は明細書または図面の補正がこれらの要件に即しているか否かに関して確定されねばならない。この審査はEPC規則92(2)(d)に基づいて請求人により提出された補正クレームおよび補正明細書に基づいて行われる。

請求がこれらの要件を満たさない場合は、審査部は請求人に定められた期間内にクレームと明細書を補正する機会を一度与える。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

基本的に、限定された特許の対象がEPC第52乃至57に基づいて特許性があるか否かまたは限定の想定された目的 - 例えば、特定の先行技術に対する限定 - が実際に請求されたクレームの補正により達成できるか否かに関しては審査されない。

新EPC第105条cによると、EPOが欧州特許を限定する決定を公開すると、施行規則に従って新しいクレームセット、そのEPOの公用語での翻訳文そして適切な場合は補正された説明書および図面を含む補正された欧州特許の明細書が公開される。

<p>現行の表現</p> <p>現在、この規定に相当するものはEPCに存在しない。</p>	<p>EPC2000の表現</p> <p>EPC第105条c</p> <p>欧州特許の訂正明細書の公開</p> <p>欧州特許が第105条b (2) に基づいて限定された場合、限定部分の告示後は早急に訂正明細書を公開するものとする。</p>
---	--

従って、新EPC第105条a乃至cは特許権者に欧州特許が登録された全ての指定国で各々限定手続きを行うことを強要する代わりに、欧州特許の保護の範囲を例えば新しく発見された先行技術に関してEPOでの手続きだけで中央的に限定できる便利な手続きを提供する。

議申立手続の詳細は施行規則に組み込まれる。

新EPC第101条(1)は、異議部がEPC第100条でいう異議申立理由の全てを考慮することを義務付けないことを明確にする。この明確化は現行のプラクティスが基礎とする拡大審判部の判例法¹⁸⁾を反映する。しかしながら、EPC規則81(1)は異議部が欧州特許を維持することができないか否かを申立人の申立理由がなくとも、自らの裁量により審査をすることが可能である旨、明記している。

4. 4 EPC第101条「異議申立の審査」

新EPC第101条は現行の第EPC101条(1), (2)と第102条(1), (2), (3)を組み合わせ、明確にするために部分的に再編成されている。現在EPC第102条(3)(a), (b)乃至(5)に含まれる異

<p>現行の表現</p> <p>第101条</p> <p>異議申立の審査</p> <p>(1) 異議申立が許容し得るものである場合、異議部は第100条に定める異議申立の理由により欧州特許を維持することができないか否かを審査する。</p>	<p>EPC2000の表現</p> <p>第101条</p> <p>異議申立の審査</p> <p>欧州特許の取消または維持</p> <p>(1) 異議申立が許容し得るものである場合、異議部は施行規則に従って第100条に基づく異議申立の少なくとも1つの理由により欧州特許を維持することができないか否かを審査する。この審査中に異議部は他の当事者からの、または異議部から出された通知に対して [省略] 意見書を提出することが必要な場合は何度で</p>
--	--

(2) 施行規則の規定に従って行われる異議申立の審査において、異議部は他の当事者からのまたは異議部から出された通知に対して異議部により指定された期間内に意見書を提出することが必要な場合は何度でも当事者に求める。

現行のEPC第102条(1)、(2)を参照

(1) 異議部が第100条に掲げる異議申立の理由によって欧州特許を維持することができないという意見を有する場合は、異議部は欧州特許を取消す。

(2) 異議部が第100条に掲げる異議申立の理由によって当該特許を補正することなく維持することができるという意見を有する場合は、異議部は異議申立を却下する。

現行のEPC第102条(3)を参照

(3) 異議部が異議申立手続の係属中に特許権者によってなされた補正を考慮した上で特許およびそれにかかる発明がこの条約の要件を満たしている見解を持ち、次の要件が満たされた場合は、異議部は補正された特許を維持する旨の決定をする。

(a) 異議部が維持しようとする特許の本文が特許権者によって承認されたことが施行規則の規定に従って確定されたこと

(b) 新たな欧州特許明細書の印刷手数料が施行規則に規定する納付期間内に納付されたこと

も当事者に求める。

(2) (1) に組み込まれて、削除された。

(2) 異議部が異議申立の少なくとも1つの理由によって欧州特許を維持することができないという意見を有する場合は、異議部は欧州特許を取消す。さもなければ、異議部は異議申立を却下する。

(3) 異議部が異議申立手続の係属中に特許権者によってなされた補正を考慮した上で特許およびそれにかかる発明が、

(a) この条約の要件を満たす場合は、異議部は補正された特許を維持すること決定する。ただし、施行規則に定められる条件が満たされなければならない。

(b) この条約の要件を満たさない場合は、異議部は特許を取消す。

新EPC第101条(3)(b)は次の説明を加える。特許権者が異議申立手続中に補正を請求する場合、異議部はEPCの全ての規定について特許を維持する実質要件が満たされるか否か審査する。審査により実質要件がEPCの要件を満たすと判断されると、補正された特許は維持される。これらの要件が満たされない場合は、特許は取消される。現行のEPC第102条(1)は異議申立理由により特許を維持することができない場合のみ特許を取消すと規定する。これは、厳密に言

うと、EPC第102条(1)は補正された特許が例えば第84条(「明瞭性」)または第123条(3)(容認できない拡張)または第42条(明細書の内容)または第43条(クレームの内容)の要件を満たさない場合に特許の取消の法的基礎を規定していないことを意味する。そのような場合、EPOにおいてはEPC第102条(3)に基づいて特許を取消してきた。ただし、この規定はそうする法的基礎をはっきりと規定するものではない。より明確にするために、新EPC第101条(3)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(b)は補正された特許の取消をはっきりと規定する。

異議申立理由の審査は拡大審判部¹⁹⁾により発展された次の原則により導かれる。

- ・異議部はEPC規則76(c)に基づいて異議申立人の陳述書に挙げられた異議申立理由のみを審査することを義務付けられている。

加えて、異議部はEPC第114条に従って自らの発意により、異議申立人によって主張されなかったが、欧州特許を維持することができなくなるようなEPC第100条に基づく異議申立理由を審査することもできる。

これらの原則はEPC第101条(1)を施行する規則、特に新EPC規則81(1)に反映されている。

4. 5 EPC第121条「手続の続行」

新EPC第121条は手続の続行の適用範囲を拡

大し、欧州特許付与過程において定められた期間を遵守することができなかった場合に手続の続行を標準的な法的救済措置にする。新EPC第121条は、手続き上の経済性および法的安定性のために手続の続行が古典的な権利回復に優先されるべきだとする実践的な要件を考慮に入れる。

新EPC第121条(4)によると、手続の続行は次のものに利用することはできない。

- ・EPC第87条(1)に基づく優先権期間
- ・EPC第108条に基づく審判請求の期間
- ・新EPC第112条a(4)に基づく再審理請求の期間
- ・手続の続行と権利回復(EPC第122条)の請求期間

現行の表現	EPC2000の表現
<p>第121条</p> <p>(1) 欧州特許庁により指定された期間内に応答をしなかったことにより欧州特許出願が拒絶されるべき場合、または拒絶され若しくは取り下げられたものとみなされる場合において出願人が出願についての手続の続行を請求したときには、規定された法的結果は発生せず、法的効果が既に発生しているときには法的結果は撤回されるものとする。</p>	<p>第121条</p> <p>(1) 出願人が欧州特許庁に対して指定された期間を遵守することができなかった場合は、欧州特許出願の手続の続行を請求することができる。</p> <p>(2) 欧州特許庁は、施行規則に定められる要件が満たされているなら請求を承諾するものとする。さもなければ、欧州特許庁は請求を拒絶する。</p> <p>(3) 請求が承諾される場合、当該期間の不遵守による法的結果は起こらなかったとみなされるものとする。</p> <p>(4) 手続の続行は第87条(1)、第108条、第112</p>

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

<p>(2) この請求は、出願を拒絶する旨の決定の送達または出願が取り下げられたものとみなされる旨の通知の送達があった日から2月以内に書面でもって提出する。懈怠した行為はこの期間内に完了しなければならない。請求は手続続行の手数料の納付があるまでは提出されたものとみなされない。</p> <p>(3) 懈怠した行為について決定する権限を有する部下が請求に関して決定する。</p>	<p>条a(4)並びに手続の続行または権利回復の請求期間については除外される。施行規則はその他の期間に対する手続の続行を除外することもある。</p> <p>(2) 削除された一施行規則に組み込まれた</p> <p>(3) 削除された一施行規則に組み込まれた</p>
--	--

手続の続行の請求のさらなる例外は新EPC規則135(2)に規定される。新EPC規則135(2)は次の規則に基づく期間を手続の続行から除外する。

- ・ EPC規則 6 (1)：EPC2000第14条(2)に基づく翻訳文の提出
- ・ EPC規則16(1)(a)：EPC第61条に基づく権利の行使
- ・ EPC規則31(2)：生物材料の寄託
- ・ EPC規則40(3)：基礎出願のコピーまたはその翻訳文の提出
- ・ EPC規則51(2)乃至(5)：更新料の納付
- ・ EPC規則52(2)及び(3)：優先権の遅れた宣言もしくは訂正
- ・ EPC規則55：出願に関する審査
- ・ EPC規則56：明細書の欠落部または欠落した図面
- ・ EPC規則58：出願書類の不備の訂正

- ・ EPC規則59：優先権主張における不備の訂正
- ・ EPC規則64：追加サーチ料の支払い
- ・ EPC規則112(2)：審判請求できる決定の請求
例えば、EPC規則51(2)に基づく6ヶ月の期間を除外する理由は、これは猶予期間であるからである（パリ条約第5条(2)一料金納付の猶予期間一を参照）。その効果が手続の続行の法的救済に対応する機構があることを意味する。更に、EPC規則55、56、58および59の期間の除外はこれらの規則に基づく手続が法的救済の形態であるという事実に基づいている。

4. 6 EPC第122条「権利回復」

新EPC第122条は、新EPC第121条（上記の4.5項参照）による手続続行の適用範囲の拡大を考慮に入れている。

現行の表現	EPC2000の表現
<p>第122条 (1) 状況によって必要とされる相当な注意をしたにも拘らず欧州特許庁に対し期間を遵守することができなかった欧州特許出願人または欧州特許権者は、期間の不遵守がこの条約</p>	<p>第122条 (1) 状況によって必要とされる相当な注意をしたにも拘らず欧州特許庁に対し期間を遵守することができなかった欧州特許出願人または欧州特許権者は、当該期間の不遵守が [省</p>

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

によって欧州特許出願または請求の拒絶、欧州特許出願が取り下げられたものとみなされること、欧州特許の取消またはその他の権利若しくは救済手段の喪失という直接の結果を生じる場合は、請求によりその者の権利を回復することができる。

- (2) この請求は期間の不遵守の原因が除去された後2月以内に書面でもって提出されなければならない。不履行の行為はこの期間内に完了しなければならない。申請は遵守されなかった期間の経過後1年以内のみ容認する。更新手数料が支払われなかった場合は第86条(2)に規定される期間は1年から差し引かれる。
- (3) 申請書にはその根拠となる理由を記載しかつ申請のもとになる事実を記載しなければならない。申請書は権利回復手数料の納付があるまでは提出されたものとみなされない。
- (4) 不履行の行為について決定する権限を有する部課が請求に関して決定する。
- (5) 本条の規定は、本条の(2)、第61条(3)、第76条(3)、第78条(2)、第79条(2)、第87条(1)および第94条(2)に規定する期間には適用しない。

権利回復請求の形式的要件はEPC規則136に定められる。如何なる回復請求も期間の不遵守の原因を除去した後2ヶ月以内、であって不遵守の期間の終了後遅くとも1年以内に書面をもって提出されねばならない(新EPC規則136(1)を参照)。

EPC2000によると、権利回復はEPC第87条(1)に基づく優先権期間についても可能である。こ

略] 欧州特許出願または請求の拒絶、欧州特許出願が取り下げられたものとみなされること、欧州特許の取消またはその他の権利若しくは救済手段の喪失という直接の結果を生じる場合は、申請によりその者の権利を回復することができる。

- (2) 欧州特許庁は(1)の条件および施行規則に定められたその他の要件が満たされるなら請求を承諾する。さもなければ、申請は拒絶される。
- (3) 申請が承諾される場合、当該期間の不遵守の法的結果は起こらなかったとみなされる。

(2) 削除された一施行規則に組み込まれた

(3) 削除された一施行規則に組み込まれた

(4) 削除された一施行規則に組み込まれた

- (4) 権利回復は、権利回復を請求する期間については除外される。施行規則はその他の期間に対して回復を除外するかもしれない。

の点からそして優先権を有効に主張するための出願日および/または優先日の重要性のため明確化が必要な場合は、新EPC規則136(1)は2ヶ月の期間を規定する。よって、優先権期間についての権利回復の如何なる請求も当該期間の終了後2ヶ月以内に提出されなければならない(PLTの第13条(2)および規則14(4)も併せて参照)。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

4. 7 EPC第90条「明細書などの補完手続」

EPC第90条に基づき、EPOによる方式審査で明細書もしくは明細書とクレームに対応する図面の欠落があった場合は、通知書の発行より2ヶ月以内に欠落部分の補完手続をするよう、通知書が発行される。優先権出願の明細書もしくは図面に欠落部分がある場合は、不足書類の後日提出で、出願日が繰り下がることはない。優先権書類がEPO公用語によるものではない場合は、新EPC規則56(3)(b)に基づき優先権出願の翻訳を公用語の1つで提出しなければならない。

明細書及び図面の欠落部分が優先権出願に含まれていない場合、その欠落部分もしくは図面の提出日が出願日の日付となる。多くの場合は、EPC第87条の12ヶ月の優先権期間が過ぎてしまい、優先権主張の権利を喪失する。

4. 8 新規則53(3)条「優先権翻訳は不要」

新施行規則の新EPC規則53(3)に基づき、優先権書類がEPOの公用語でない場合は、発明の特許性の決定に関して優先権の有効性が判断に必要な場合のみ翻訳文の提出が必要となった。新施行規則に基づき、従来の旧EPC88(1)条項及び旧EPC38(5)条項に規定されている優先権書類の翻訳文を旧EPC規則51(4)に記載の期限日までに提出するプラクティスはなくなった。(例えば、許可正文通知等の書類)

新施行規則に基づき、特許性の判断において、主張している優先権の優先日と実際の欧州特許出願日の間に公開されている文献(中間書類)

の妥当性の評価に必要な場合のみ、EPOが優先権書類の翻訳の提出を求めることがある。

5. EPC2000に関連する組織的な問題およびその他の問題

5. 1 組織的な問題

EPC2000はEPOの組織的な問題に対する新しい規定を幾つか含む。

例えば、現行のEPC第16条および17条に規定されるように受理課および調査部をヘーグの支庁に、そして審査部をミュンヘンの支庁に厳密に割り当てることは廃止された。過去において、欧州特許庁は質および効率性を向上させる目的でBEST(Bringing Examination and Search Together)として知られる試験計画を立案した。BESTによると、調査および審査の両方がミュンヘン、ヘーグまたはベルリン支庁の同じ審査官によって行われる²⁰⁾。

EPOの審判部は、現在そして今後もEPOのミュンヘン支庁に存在し続ける。

5. 2 その他の問題

新EPC第33条(1)(b)においては、EPCが特許に関する国際条約および欧州共同体法に一致することを保証するために特許法および手続法に関するEPC規定を改正する権限が管理理事会に与えられた。管理理事会は、特許法に関する規定を含む条約本文または共同体本文(例えば、TRIPs協定)の場合、この権限を行使することができる。

現行の表現	EPC2000の表現
第33条 (1) 管理理事会はこの条約の次の規定を改正する権限を有する。	第33条 (1) 管理理事会は [省略] 次のものを改正する権限を有する。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(a) この条約に規定する期間。これは第95条に定める条件下においてのみ第94条に定める期間に適用される。	(a) この条約に規定する期間 [省略]
(b) 施行規則	(b) この条約の第Ⅱ乃至ⅧおよびⅩ部、これらの特許に関する国際条約または特許に関する共同体法に一致させる (b) (c) に移項－表現は変わらず

この新しい権限はEU、WIPOまたはWTOレベルで既に達せられた合意をEPCにおいて直接採択することを可能にし、よってEPCを改正するという単一の目的のために外交会議を開く必要性を回避して、全てのまたは大多数の締約国により既に承認された本文に適用することを可能にする。このように、条約の改正という、大きなリスクから開放され、条約の改正に必要な数年間という時間の節約が達成できる。

しかしながら、新EPC第35条(3)は全締約国に12ヶ月の間に管理理事会での各締約国代表、または各締約国政府が行行使することのできる完全な拒否権を与える。

新EPC第35条(3)では3の保証が定められている。

- ・ EPC第33条(1)(b)に基づく管理理事会の決定には投票した締約国間での一致が必要である (EPC第35条(3), 第1文)
- ・ 投票の際には全締約国の代表が出席していなければならない (EPC第35条(3), 第2文)
- ・ 決定が管理理事会により採択された時点から12ヶ月の間に、各締約国は当該決定による拘束を望まないと言明し、よって決定の施行を妨げることができる。この期間は締約国の代表が変更の容認可能性を確実なものにするために各締約国の立法機関と協議することを可能にする (EPC第35条(3), 第2文)。

6. 経過規定

改正法の第7条は欧州特許出願および欧州特許に関するEPC2000における規定のための経過規定を含む。

第7条(1), 第1文によると, EPC2000はその効力発生後全ての欧州特許出願およびそのような出願について付与された全ての欧州特許に適用可能である。管理理事会が別の決定を下さない限りは, EPC2000は効力発生時に既に付与されている欧州特許またはその時点で係属中の欧州出願にも適用される (第7条(1), 第2文)。

従って, 管理理事会は特に次のように決定した²¹⁾。実質規定, 特にEPC第52条, 第53条, 第54条(3)および(4)に関しては, 新しい表現は現行の法的な立場を変えない。改正EPC第54条(3)および(4)は純粹に形式的な変更であり, よって効力を発生する時点で既に付与されている特許および係属中の出願にも適用する。しかしながら, これは現行のEPC第54条(4)の削除には適用しない。この条文の削除は如何なる公開された欧州特許出願も, 将来, 指定状況に拘らずEPC第54条(3)にいう先願として考慮されることになる。このため, 理事会決定の第1条1は新EPC第54条の効力が発生する時, 旧 (現行) EPC第54条(4)は付与特許および係属中の出願に適用し続けると, 明確に規定する。同じことがEPC第154条(3)および第155条(3)に当てはま

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る。すなわち、削除されたEPC第154条(3)および第155条(3)は既に係属中の国際出願に適用し続け、そのためEPOの審判部はPCTに対して申立てられた異議について決定する義務を負い続ける。

改正条約、すなわちEPC2000に基づく経過措置は、よって、次の様に纏めることができる。

- ・ EPC2000は、その効力が発生する時、既に付与された欧州特許、係属中の欧州および国際出願にも適用する。
- ・ 欧州特許出願の出願および要件を主に扱う幾つかの特定の条項、すなわち、EPC2000第14条(1)および(2)、第60条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条および第87条はEPC2000の効力の発生後出願された欧州特許出願のみに適用する。
- ・ 改正法により削除され、EPC2000ではもはや見出すことのできないEPC規定の大部分はEPC2000の効力が発生するともはや適用されない。上述したように、これはEPC第54条(4)、第154条(3)および第155条(3)には適用されない。

7. 結論と展望

欧州特許制度の改革は、遅くとも2007年12月13日に発効するEPC2000をもたらしした。EPC2000の変更を反映して、新施行規則²²⁾も発効する。新しい法的規定は通例として、EPC2000の発効後出願された全ての欧州特許出願に適用する。

EPC2000は技術および国際法の発展に適応する。この分野での高まる需要に対応することができる欧州特許を獲得するため、より柔軟で、

強力な基礎となると思われる。

また、EPC2000に並行して、(少なくとも幾つかの) 締約国間で欧州における特許権の利用可能性および権利行使可能性をより向上するために、次のさらなる努力がなされている。

- ・ 付与特許の翻訳費用を減らす協定 (ロンドン協定)²³⁾
- ・ 欧州特許に関する訴訟解決のプロトコル (欧州特許訴訟協定「EPLA (European Patent Litigation Agreement)」)²⁴⁾
- ・ バイオテクノロジー発明の保護に関するさらなる明確化

注 記

- 17) 例えば、補正が純粹に明確性のためまたは異なる実施形態を請求する目的で行われる場合は限定とは言えない。
- 18) G 10/91 OJ EPO 1993, 420「異議申立の審査 - 審査請求」を参照。
- 19) G 10/91 OJ EPO 1993, 420「異議申立の審査 - 審査請求」を参照。
- 20) EPO2005年年次報告書によると、調査、審査および異議申立を担当する4,625人の審査官が次の割合で異なるEPOの支庁に配属されている。ミュンヘン 2,439人 (52.7%)、ヘーグ 1,925人 (41.6%)、ベルリン 261人 (5.7%)
- 21) 2001年6月28日の管理理事会での2000年11月29日付の欧州特許条約、改正法第7条の経過規定の決定、OJ EPO 2003, 特別版 No.1, page 202 seq.
- 22) 2006年12月7日の管理理事会で採択されたEPC2000および新施行規則はwww.epc2000.euで見ることができる。
- 23) 協定の草稿はwww.european-patent-office.orgからダウンロードできる。
- 24) この任意のプロトコルの草稿はwww.european-patent-office.orgからダウンロードできる。

(原稿受領日 2007年2月20日)